教 県 第 1 0 0 0 号 令和 5 年 3 月 3 0 日

各市町村教育委員会教育長 各 県 立 学 校 長 各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

福利厚生事業に参加及び健康診断を受診する教職員の 服務の取扱い等について(通知)

標記の件については、令和元年5月9日付け教県第98号により、職務に専念する義務を免除して差し支えないこととしてきました。

このたび、歯科健康診査が新規事業として開始されることに伴い、下記のとおり改正したので通知します。

市町村教育委員会にあっては、貴管下教職員で参加希望がある場合には、県立学校の 教職員の服務の取扱いを参考の上、適切な措置をお願いします。

記

1 改正の内容

(1) 別紙1の表中の「女性がん検診特定年齢優待(精密検査を含む。)」の項の次に次のように加える。

事 業 名	主催	
	埼玉県教育委員会	
歯科健康診査	公立学校共済組合埼玉支部	
	埼玉県教職員互助会	

2 施行期日

令和5年4月1日

3 その他

今回の改正に伴い、令和元年5月9日付け教県第98号「福利厚生事業に参加及び健康診断を受診する教職員の服務の取扱い等について(通知)」は、令和5年3月31日限りで廃止します。

担当:県立学校人事課

学事・働き方改革担当 榎本

電話:048-830-6735

(別紙1)

- 1 教職員(校長を含む。)が次に掲げる福利厚生事業(埼玉県教育委員会等が主催)に参加する場合、その職務に専念する義務を免除することができる。
- 2 承認することができる日数及び時間は、当該事業に参加するために必要とされる日数及び時間に限るものとする。

事業名	主催	服務上の留意点
特定保健指導	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部	・初回の面談1回のみを職務専念義務免除として取扱うことができる。
人間ドック・脳ドック (精密検査(結核に係 る精密検査を除く)を 含む。)	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部 埼玉県教職員互助会	・精密検査(結核に係る精密検査を除く。以下同様とする。)を受けるよう指導された場合、精密検査に要する時間(検査に数日を要する場合も含む。)及
特定年齢優待ドック (精密検査(結核に係 る精密検査を除く)を 含む。)	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部 埼玉県教職員互助会	びその検査結果の聴取に要する 時間を職務専念義務免除として 取り扱うことができる。 ・検査結果聴取が2日以上にわ たる場合、2日目以降は職務専 念義務免除の取扱いはできな
女性がん検診 (精密検査を含む。)	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部 埼玉県教職員互助会	い。 ・職務専念義務免除により精密 検査を受けた場合は、別紙3に より受診報告を提出させるこ
女性がん検診特定年齢 優待 (精密検査を含む。)	埼玉県教育委員会 埼玉県教職員互助会	と。 ・結核に係る精密検査(結果判明まで)については、職務命令となるため注意すること。
歯科健康診査	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部 埼玉県教職員互助会	
マイ リフレッシュ	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部 埼玉県教職員互助会	・日数ではなく回数で承認する こと。(ただし、1回の参加は 1日を限度とする。)
ライフプランセミナー	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部 埼玉県教職員互助会	

(別紙2)

- 1 教職員(校長を含む。)が次に掲げる健康診断(埼玉県教育委員会が実施)を受診する場合、その職務に専念する義務を免除することができる。
- 2 承認することができる日数及び時間は、当該健康診断に参加するために必要とされる日数及び時間に限るものとする。

	項目	概 要	実施機関	留意点
`	定期健康診断 腹囲、心電図検査 及び結核以外)	精密検診	医療機関	年1回 (第1回精検結果聴取まで)
	心電図検査	精密検査	医療機関	年1回 (第1回精検結果聴取まで)
胃検診		一次検診	指定する 検診機関	35歳以上40歳未満に限る
		精密検診	医療機関	年1回 (第1回精検結果聴取まで)
特殊健康診断	重症心身障害児 介護業務職員 健康診断	精密検診	医療機関	年 2 回 (第 1 回精検結果聴取まで)
	V D T 作業従事 職員健康診断	精密検診	医療機関	年1回 (第1回精検結果聴取まで)
	有機溶剤・特定 化学物質等 取扱者健康診断	精密検診	医療機関	年 2 回 (第 1 回精検結果聴取まで)

(別紙3)

人間ドック・脳ドック、特定年齢優待ドック・女性がん検診及び女性がん検診特定年齢優待 精密検査受診報告書

令和 年 月 日

埼玉県立 学校長 様

氏名

精密検査の受診について

精密検査を受けたところ、下記のとおり診断されましたので報告します。

記